

新日本文学

1982 No.415

3

Shinnihon bungaku Nova Japana Literaturo

特集 抵抗するポーランド文学

「抵抗するポーランド文学」 工藤幸雄

「ポーランドと中国」 竹内実

「モスクワで考えたポーランド」 江川卓

「ポーランドについて思うこと」 菅原克己、浦山桐郎、高橋悠治

小説

「ポーランド的コンプレックス」 タデウシユ・コンヴィツキ

評論

「パウエウ・ヤシエツアの思い出」 イェジ・アンジェイエフスキ

「ポーランド」 トマシユブレク

「真実の差別に反対する」 イェジ・フィツォフスキ

「十月のその後」 ヴィクトル・ヴォロシルスキ

自主労組の連帯の綱領

「ルポルタージュ」

「西部戦線異状あり」 燃えるヨーロッパの反核運動

渡辺鋭氣



北海道
82.2
文学

市民生活を脅かす警察権力

山鹿順子

年も押しつまった十二月二十二日朝、突然私の東京のアパートが警視庁公安部によって家宅搜索された。後で判ったことだが、「爆発物取締罰則違反被疑事件」に関連して、という。

朝九時過ぎ、前夜遅かったので未だ眠っていた所を、「山鹿さん」と何度か呼ぶ声で起こされた。日頃戸閉りも余り気にしない気安さでドアを開けた。男、警察手帳が目に入る。「山鹿順子さんですね。令状です。」背後の暗闇からフラッシュの光とシャッターの音。この一瞬の気持をどう表現してよいか判らない。動顛して、令状をみせられたが、字がチラチラするだけで何が書いてあるか頭に伝わらない。「腹々時計」という文字がある。(無知な私はこれを「ふくふく」時計と読んだ。)「これ何ですか、何のことだから判りませぬ……」「いや裁判官の令状があるのだから

……」と数秒の押問答。いつの間にか令状は取り上げられ、どやどやと部屋にふみこまれる。この時になってハッと弁護士をと気がつく。「相談したいから」というが、「他に通報されると搜索に支障るから」と許されない。次に気になったのは敷いたままのふとん、散らかった部屋、夜着姿。他人を通せる状態ではない。でもそうした個人の「尊厳」に関わる感情を無視して「神聖なる裁判官の令状」を切札として、五人の公安は家宅侵入してきた。

搜索は文字通り、部屋の角から角まで徹底的になされた。新聞の山、書類資料の山、押入れの中の汚れた洗濯物の山、写真のネガの一枚一枚、手紙の束、絶対に人に見せることのない日記風メモに至るまで。この時の人前で着物を脱がされ、裸にされたような屈辱感を忘れない。

この間私は何度も抗議した。何を目的として搜索されているのか判らない不当さに、令状を見せて欲しいと何度も要求したが「それはこっちは知ることで見せる必要はない」と拒否され、「腹々時計とは何ですか」と尋ねると、私の無知に苦笑いするものの答えず。どう考えても「関係ない」ものに手を触れた時の抗議に対しては「関係あるかないかはこちらで決める」という横暴な返答。仕事の約束で何度か電話がかかってきたが、私にはとらせず一方的に切ってしまった。

二時間近くなめるように搜索した後、一五点を押収し、十一時頃引き上げた。この一五点は、長い間使用しすり切れた人名簿、八十一年度を含む四冊の予定録手帳等私個人のもの他、半分は私が保管を委託されていた漁民研究会の会議録ノート、金銭出納簿、「漁民通信」の読者名簿等であった。

漁民研究会は、工業優先の高度経済成長政策、続く新エネルギー政策により、次々と破壊されていく日本の沿岸漁業、切捨てた対象とされてきた沿岸漁民の問題を憂慮し、研究、連絡活動を行っている在京市民の小さなグループである。弱小な漁民研は事務所を構える財政的能力がなく、会員の一人である私の所を便がよいので会合の場所とし、資料の

保管もしていた。その資料をかつさらって行ったのだ。漁民研が狙いでないことは、「漁民通信」の一部も持って行かなかったことで明らかだし、残念ながら弾圧されるような実力ある活動はしていない。私個人にしても国際連帯を目指すアジア、太平洋資料センター(PARC)で出版物の翻訳等をし、反原発運動に関わっているが、運動の中では若輩で搜索の対象になるような「華々しい」活動歴はない。

では一体何故私の所を搜索し、漁民研の資料まで押収したのか。その他にも不可思議なことばかりである。唯一推測できるのは、その十日程前に友人Aさんが私の所に泊ったことである。Aさんは現在PARCで、雑誌「世界から」の編集を手伝い、また生活手段として翻訳の仕事と共に仲間の一人である。そのAさんがフランスで開かれたカトリックの国際会議に出席し帰国した夜、遅くだったので私の所に泊った。次の日自分の家に帰った時待ち構えていたのが公安で、その場で家宅搜索された。彼女は以前「反日武装戦線」の被告として獄中にいる人々の救援活動に携っていた。それ以来、公安に尾行されたり、動静を監視されたりで、被抑圧の生活を強いられてきたという。

Aさんが家宅搜索された日、救援活動に関わっていた人などの家が合計十件搜索を受

けているらしい。搜索の目的は、「反日武装戦線」の被告たちが出した「腹々時計vol.2」というパンフレット(一九七九年出版、書店でも買えるもの)が、「教唆、煽動」に該当し、爆発物取締法違反になるとして、それに関連した物品を搜索押収するという。私宅搜索の最後、公安は「押収物品受領交付書」、いわゆるレシートを置いていったが、それは被疑者Bの「爆発物取締罰則」裁量事件に関連してと、ものものしく記されている。これを見て私は本当に驚いた。第一私はこの被疑者Bさんという人を全く知らない(聞けば被疑者といわれるBさんも、Aさんと同日家宅搜索こそされたが、逮捕されてもいない)。それに爆発物取締と漁民研とは一体どういう関係があるというのか。二日後搜索及び押収に対する異議申立ての、「準抗告」を行った所、その翌日押収品一切を返しに来た。「関係なかったから返すのではなく、必要なくなったから返すので、搜索は続行する」と捨てた白を残して帰ったが、一体どういう関係をみつけたというのだからか。準抗告の四日後裁判所は「もう返したから異議申立ての理由なし立たず」として申立てを棄却した。

これは非常に恐ろしいことである。友人を泊めた。その友人は以前政治犯の救援に関わったということで、警察にマークされていた。泊ったというだけの理由で、勝手に市民の家

に押入り、個人の生活に侵入し、何ら関係ない物品を押収する。異議申立てに対し裁判所は、返したから文句は言えないだろうという。これでは泥棒が物をとり、後で返せば罪にはならないということか、警察が一度不当不法に目をつけた人は、その不当性の証しの場を与えられないまま、一生弾圧の下に交友関係を許されない生活を送らなければならないのか。搜索に際し、警察は名簿類に強い関心を示した。押収していったものを一体どう利用しようとするのだろうか。次のデッチ上げの材料にとっておくのだろうか。

日本は治安がよい国だと言われる。確かに夜道を一人で歩いても怖くないし、駅前に百台という自転車置いてあっても、盗られるケースは少ない。しかしその背後には、一般市民には理解できない警察の一方的論理で、自由に家宅搜索がなされ、物品を押収していく、思想管理をするということがなされている。このような基本的な人権を侵害してはばからない横暴な警察権力が、市民生活に徐々に浸透している現実を、私は今回身をもって体験した。気がついた時には、日本全体がこの悪夢のような現実でがっちり固められ、「海を汚すな」とも言えなくなるような恐ろしい事態になっている——そのような明日を私は絶対迎えたくない。

(やまがじゅんこ)